

「三豊農場 農業経営継承者」募集のお知らせ

J A香川県では、担い手が不足している、または不足すると見込まれる場合に、当面の間、農業経営を継続し、将来的に新たな担い手へ円滑に引き継ぐことや、新規就農者等への研修を実施し、優れた担い手の確保を図ることを目的として、三豊市内に「三豊農場」を設置しています。

このたび、三豊地区における新たな担い手を増やすため、「三豊農場 農業経営継承者」を募集します。

募集概要

【募集人数】

1名

【対象者】

下記1～3のすべての条件を満たされた方。

1. 下記（ア）～（ウ）のいずれかに該当する方。

（ア）J A香川県の組合員であり、農業経営の規模拡大に意欲があり、かつ確実に実行できると認められる方。

（イ）J A香川県が実施する研修を修了し、農業経営を志す方。

（ウ）その他、農業経営事業や対象農地等の移譲が適切と認められる方。

2. ブロッコリーやレタス等、露地野菜の栽培管理経験があり、栽培技術を有している方。

3. 香川県内に住所を有する方。

【募集期間】

令和7年7月14日（月）～ 令和7年8月1日（金）

【継承予定農地】

- ・対象農地：12筆
- ・面積：18,095㎡
- ・所在地：三豊市山本町大野
- ・対象区画：別紙「三豊農場」農地区画図のとおり

※農地の現地確認を希望される方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【農地の利用について】

- ・継承予定農地は、J A香川県が公益財団法人香川県農地機構（以下「香川県農地機構」）を通じて所有者から借り受けているものです。
- ・継承希望者は、香川県農地機構（三豊市窓口）にて農用地の利用権（賃借権・使用貸借）の移転申請が必要です。
- ・農地の借受期間は、現在の利用権設定期間を引き継ぎます。（別紙「三豊農場」農地区画図参照）
- ・農地の借受ができない場合、農業経営の継承はできませんのでご注意ください。
- ・利用権設定期間満了時（更新されない場合を含む）は、原則として原状回復のうえ、農地所有者へ返還となります。
- ・農地の利用権設定の移転について、J A香川県は関与できません。

【農地賃借料】

- ・原則として、現在の賃借料（10,000円/10a）を継続し、農用地の利用権移転申請を行います。

【申請方法】

- ・別紙「三豊農場 農業経営継承希望申込書（別紙1）」を、下記申込先までご提出ください。

【移転手続き】

- ・J A香川県に提出された「三豊農場 農業経営継承希望申込書（別紙1）」に基づき、書類審査や面接などの選考を実施し、移譲先候補者の可否を決定します。
- ・決定後は所定の手続きに従い、農地の利用権設定等を移転します。

【申込み・お問い合わせ先】

〒761-8084

香川県高松市一宮町字刷塚1431-1

香川県農業協同組合 営農部 園芸指導課

☎087-818-4122（平日8:30～17:00）

〒768-0012

香川県観音寺市植田町1735

香川県農業協同組合 西讃営農センター 園芸課

☎0875-25-0219（平日8:30～17:00）

ご不明な点や、農地の現地確認をご希望の方は、お気軽にお問い合わせください。

「三豊農場」農地区画図

[継承予定農地：12筆 面積：18,095㎡（令和7年6月現在）]

圃場No.	圃場番地	面積(㎡)	貸付終期
①	香川県三豊市山本町大野字中西下 2248	3,874	令和8年7月31日
②-1	香川県三豊市山本町大野字中西下 2242-1	1,242	令和8年7月31日
②-2	香川県三豊市山本町大野字中西下 2242-2	760	令和8年7月31日
④-1	香川県三豊市山本町大野字中西下 2280-1	1,548	令和9年7月31日
④-2	香川県三豊市山本町大野字中西下 2280-2	516	令和9年7月31日
⑤	香川県三豊市山本町大野字中西下 2279	2,607	令和10年9月30日
⑦	香川県三豊市山本町大野字中西下 2267	931	令和9年8月31日
⑧	香川県三豊市山本町大野字中西下 2223-2	1,500	令和9年8月31日
⑨-1	香川県三豊市山本町大野字中西下 2271-1	1,019	令和10年9月30日
⑨-2	香川県三豊市山本町大野字中西下 2271-2	890	令和10年9月30日
⑫	香川県三豊市山本町大野字中西下 2235	2,446	令和10年9月30日
⑬	香川県三豊市山本町大野字中西下 2244	762	令和9年7月31日
合 計		18,095	

